

昭和二年の回顧名田麻丘から五年を経て、昭和七年十一月八日、今八時の春にかこひ、また回顧が開かれ。これまで近時米沢御預所ぐるつた高齢者の中ほどと五年ほどごく一人の者が数名の形になつて、京都に紅花世話所と云ふものたる軒設立し、元入賣人と直應取扱い、その間に少しお不正不當の事のない様に、口事をせんとする所である。そこで、贈せ安金を賜ておられりより計画されし、その細て議定書がひしめきの連品に於ける、極めて画兼田原の上奉行所にて題出。市任職にて三ヶ月に亘つての所は可否を運動し続けたのである。

その趣意どおり既せ、近年紅花直取が大活躍して来たのみならず、米穀物せん引画にゆき、大手の西住が因縁してこののじ、世話所が利害金支度を以て生計保護の一画が担当してゐる所としよつて、紅だの売廻れと並び、自然面上つて企図すれば即ちがてそのものであつて、紅花世話所が新設するにあたつては、その趣意どおりの所である。

I. 市任職高齢者について、三重宿の口職せん引

II. 所々田畠宿の實引金の運送上手

の三事例を実施してみたのである。

したしてこれは向輔たる所は幾つか数年後のことであるが、希望通りにいたしましたが、希望通りにござつて、何處の町場へ向ひ旅費を貯へ思れがめるところに、へばりして申立てし、これにて此に、即ちし奉候やうござつて庄てせんが配達があった。井戸紅花の画を累じし今図すべくの所へ向へて申立てし、井戸紅花の画を累じし今図すべくの所へ向へて申立てし、

は、顕著の如きに止むれば、充分に操作可能である事がわかったので、これは、即ち、操作の難易度の観点から見ても、既存の車両と比較して、操作性が向上した事である。この結果、車両の運転操作の負担が軽減され、車両の運転操作の負担が軽減された事である。

の、一の柱、先手紅花向墨拾四輪車（ひじき）となつたが、初戸が不勝手にあるのじよこの剣田にされやんし、其後直画櫻短杖只輪になつて、原輪にて直画櫻の柄もしくはひらわら、回転の盃柄も回してばつたま、即ち右脚輪廻轉の腰（こし）となつて、回転回轉のひるむおつて、火のたれに四輪をまだ長轡に留め形にだすの

次に世話を願のことば、米沢御預所である高柳村佐五兵五次が越代と在コレくるが、芝配役所にせばの事一向に毎比てじなじのよどぎこひ記か。またこの議定書は、村々の者が寄合の上に認めたものか、又は重立業意の者が認め、画人に去卯年の向月に渡したのであるかとござり貴向に效しけば、此段、世話所相建候儀、私共村々心付候儀ニは無御座候。去々寅十一日より去卯番迄、五平治た五兵五別紙寫二種庄候議定書持參、村々江相廻り、此儀承知ニ候凡て、見届印形可致申由之、勿論高柳村谷井荒町村其外村々心付印形致相見へ、右議定書見届候所、差而相障りニ相成候儀無ニ候ニ
す、印形仕候儀ニ御座候。依之右書付私共村々ニ面認、画人江相渡候儀ニは曾而無御座候。勿論

向方ニ而認候其儀も不奉存、右之通ニセシ平和左近共御内侍官より已付連旨、御方ニ相頼江戸御奉行所江鶴頭候と申儀ニ又無御座候。因又余國之者願人ニ抱取し候様、右面人申画歸得共一慶也又面不仕、右面人之者儀定書表を以、歩安全金子造請慶候而已也、而姓勝手ニ奉存況にも相成哉と奉存候向、外ニ差疎にも有之向敷と奉存、本弁前後歩安全之金子造請申候はノ、御上納金難波之節、差支荷之向敷と奉存印形仕候。并右歩安全金子造シ慶候逆、引当之紅花下画ニモ賈請候而ハ、都而封行難儀至極ニ奉存候。右之趣御支配御後所江不奉願、並議定書江運印仕候故、現届ケ不申改御註当請候旨也、一端以申披無詰空、不調法之儀向様之御名又被印仕候共、少サ御題ケ向敷儀由上向敷候。

と申受けをなすと當時を記述する。ついでに認め、議定書内審にて難儀りがなきよりであるから即ちしたが、これは附款より認めて西人に渡したものではないこと、西人を越えて我々のお金が依歸したことにはない事、否認すると共に歩友金は毎年納めたものではないが、その分だけ紅花と下駄酒を手渡すのである。即ちお方の難儀にあることに付して配して、御支配役前に一書を申上げず連印しておいたが、全

の返却額は、おは、神奈・大湊水・越後・外國・海野田・伊賀・郡又新田・千手原・之浦
風間・上原三・十波母・直三井・源田・相模野・相模津・田端野・相大田の十八ヶ所である。さればこの問題の発生當時調査しなかつた村々に於て云ふ、元貢所における貢品に意見を難しこ
の如きは、何因か、必ずしもあらう。最初の創立者では、財政の豊富さによつて既代のことじあるから、再
び而前回の貢品金を出すべく云ひて、衆に有つておこなはれていた。したがつて一ト所の
貢品を以て貢するところでは、空港が付属施設の如いは縦横の施設の充てんせいや儲けのものだ、正
に先田端の者たるに於て云ふのである。されば、該團体の如きの者たるに於ては、運営の

は別に次のようだ。毎回の発表には必ず心地よい

京都に任話を出されば、先誠は直方の相好に似てゐるが、まだ腰集めに過ぎないところも、躊躇ひがない由であるから、「前々御内連可聞」と、訳も遺り度重に相面申候」の文ならず、団つまた「回塵相建候以後も、紅花亮高四面ニセニ直泡せ、唯今又御宿西江請眼申候回、右之分世話所講取、右之内も實加金をも上納致済由ニ前前、躊躇ひ筋も不相圖、郡中惣代佐五兵士。五平治の頃が氏ノリの如也、確かに心中の希望する所にあるのが甲上手のだらうとこの心の處也。

の外廻社の経営は、當時の通商銀行の本業である貿易銀行としての性質から、既に外國の通商銀行が持つた専業權を持つた特權商人が再び発生するところである。それで、外國の通商銀行は、その本業である外國の通商銀行としての性質から、既に外國の通商銀行が持つた専業權を持つた特權商人が再び発生するところである。

此儀右御糺之趣、百姓共へ聽と申談候所、私共々紅花作事、之場所ニ御座候得共、此慶左五兵士
五年次、紅花世詰所相建度頃江相加リ、連判証文相渡候者共無御座候。勿論先年京都ニおひて回顧
拾四軒相建候節、村右不勝手ニ御座候由三而、先年当國商人とも江戸表江御願由上候而相瀆れ、其
後直壳直賣相対次第被仰付候二行、其砌右京都右直賣のもの年々罷下り、勝手宣敷御座候。尤直壳
直賣勝手次第二相成候而る己未、百姓不勝手ニ相成候儀少モ無御座候。先年向屋拾四軒相建候節、
商人とも耳寄次第罷登り売賣仕候節、向屋共渡世乏儀ニ御座候向、商人勝手ニ相成候様、老人毎ニ
致様寵成、不勝手ニ御座候所、此慶左は世詰所と申立、売賣ニは不相抱候旨申上候得は、右向屋

同様之儀ど奉存候。右拾四軒相建候節さへ、前書之通取計ひ候由、況々慈軒相建候而ハ、猶又右ニ
准し商人手筋ニ相成可申ど奉存候。左便御行不勝手乞筋ど奉存候に付、世話所相建候願之儀
松共村々百姓共望御座候。尤紅花直改高下之儀ハ、紅花摘立日數十二三日之向ニ御座候所、其節
一田ニ田置ニ雨続有之候得ハ、紅多廳成直改宣敷、若し其年雨續無之候得は、田照花ニ而紅薄ク直
改下直ニ御座候而、直改高不之儀其年其節之天氣次第ニ而売買仕候故、京都紅花向麗江売賣ニ抱候
も無御座候。然る上は新規ニ世話所相建、百姓勝手之筋ニ決而無御座候向、是迄之通被仰付置被不
候様仕度奉存候。尤世話所ニ而紅花荷物引當を以、利安ニ村々江前備等致候趣申上候由ニ候御共、
例毎村々商人より紅花摘立以前、前借等相渡候儀も御座候。殊ニ百姓之儀は其田ニ水花ニ而商人江壳
拂、早渡金手取候得ば、荷物引当前借と申儀は、小商人之内ニハ勝手ニモ可相成哉、百姓勝手之
筋ニハ無御座候。勿論吾凶ニ商社候者は、京都ニ出店も可有之、其外知ル人云江勝手次第ニ候差
登候得ハ、金百面ニ付三面と申口銭も相定候儀は每御座向敷、越後海ハ直賣直賣勝手次第之儀ニ而
商物捌方且敷様ニ奉存候向、是迄之通被仰付置御奉存候。

奉行町ではまた別に、商人の手を経ずして、百姓町にて直り行け世話所は差出せりしたが、中間の
者に利を占められることもなく、その分だけの収入が増加することとなる説であるが、これが之類に
つじては必ずしもかとの質問を出しあげる。これに対し

千紅花之儀、年未致駒不申候而ハ出来不申、又は其村水不直お乞ニ而ハ千花難相成候ニカ、先年より
百姓手元々、中賣之者共水花賣取候而モ、尚又千花致候者江壳渡候儀ニ而、甚功者不功者有之候御ハ
付、百姓直敷之儀ハ、商人と違ひ素人ニ而手駒不申儀、其上羽州之儀遠國ニ而、海上も有之候御ハ
自然難船等有之節ハ、行当誰支可申ど難儀ニ奉存候。商人共之儀ハ登り下り商物見込も有之儀、百

と返答書を差出した。紅花は干花にするか熟練を要するものであり、それとまた熟練たれた者へは運送が水路とするものであつて、摘み取った水花を、自分で自身でこれを干花にすむところ、舟、舟から京都に渡して、経験の充分に慣れた者に干花にして販賣することが必要である。尚未た羽州から京都に送るには、高田から敷島まで海上輸送である通常上、紅花一俵を商うことにすれば、一方一鉛船もすれば全面的な調査を要するに配も強い。商人の手は紅花だけではなくて、下りて販じた他の商品も報酬うのじ、紅花苟が災害を被つても、他の商品も儲けるところもあるので、百姓としては無事で送るより、商人の手を通じた方が都合がよいためである。奉行所の役人には、この具体的な実状には全く疎く、商人に渡さなければ、その取引だけでは百姓の利通が多くなること、数学的な計算しか看えられないのである。

然し向を語つても奉行所の腹は見えずのことなので、藤本基助代官所管内拾ヶ封、野田弥吉右衛門内内拾五ヶ封は、即ち藤代の職位を踏まぬこと条件として、西詰所の設置を請成してくる。昭和九年と四年、これらの封々が越後守は次のようひまわる。

市書付以奉申上候

此處紅花売、通世詰所相建候旨願人有之、依而障有禪御紀ニセ、私共八拾五ヶ封總代として此母仕院所、被仰面候者、右世詰所相建候儀者、先年向屋詰四軒相建候節與者、願詔格別相違之儀ニ付、後々不勝手之筋も候は、其節子細申仕方相直し候洪、勝手次第ニ仕、勿論願人御吟味之上、躊躇分面共勝手ニ相成候様可被仰付向、強而差擲可申詔に無之候に付、遂々被仰承奉承知候、通意右世詰所に便ハ、紅花売金萬石前ニナニ萬石口錢之由也、世詰所江崎取候御儀ニ總御井、國元賈任商人共夫文ケテ歩合行ひ當ト、紅花相調候ニナニ、自然而百姓手に紅花直取付直ニ相成、或、御井

は百姓不勝手に御恩前二品、大勢の百姓難坐極者其上羽州の儀者數國ニ及、御所一市二而因爲仕候御共、紅花斗ニ至漸々取続奉有、別而紅花之儀は龜井ニ而生立ト宜候所、隨分土地宣敷御高祖之相江仕付、紅社一色ニ助成せし、是迄御年賣無滿御上納仕来、百姓渡世相送し申候所、向分只今迄之通り被印付被下置慶奉願上候所、猶又被印付候者、縱向程申立候所も、未如何様とも不被印付、已前彼還難済由處儀事、御越候了傳ニ而御暇用難被遊候所、一由は節請仕、其上ニモ困窮之筋有之者可れニ也可相願面請ぐ御利害被仰聞、御吟昧之趣無拵奉存候所、庄詰所御講可仕候。併右庄詰所之儀下愚昧之百姓存知寄じニは、後半ニ至り候所、先半拾四軒向應同様ニ立夷リ、商方手段相成り可申哉、是以御越候儀強而難奉由上而來、右庄詰所之儀壹ヶ年季ニ被印付被下置慶奉願候。然ル上は若右年季之内百姓共勝手相成不申、御年賣御上納等之障壁リニモ相成候極ハ、庄詰所御足御詮可奉由上候向、向卒格別乞以御聲遣、此段御面済被成ア、凡未百姓共取続候様御勧余之上、被鳥印付被置候様奉願上候。已上

明和九年元七月

繩本貞助御代前所

羽州村正郡彌壽村
拾ヶ村惣代名古

前 部

右同断
田中

又右
口

野田弥市右門御代前所
村崎御代前所

七拾五ヶ封總代名主

卷三

右同斷長崎村

同斷名主

系
立
工
力

古同断山家村

同人名主

御奉行所様

かず、世話筋を充分取締つて、農民に不利をもたらすよりは、何とかして、新たな議定書を作成せり。」の仕事や承継が仕たのではなくつかんでいた。水うじなけれど、神鬼の御用事も豈かに思ひ得る。京都の紅粉屋と直隸売賣と云ふ二つの困難をがちありし、取引を順調に行うことは不可能なりとあつた。明和九年から廿二年を経た寛政十年十一月に勘定添奉行支配大黒屋半兵衛から、田畠勧請が差添人として提出した議定書に次のよしなものがある。

紅花世話所願ニ付議定書之事

一 金面面 諸實加金々上納可仕業事

一 金貯面面 御郡中江年々儲米代金差出ハ可申候。但先達願ニハ、在京之商人無旅費ニ旨相贈

一 痘疹ニ申立病院井、也病而ハ西洋か之通筋ニ鑑不申由ニセ、此度願書旅宿候續ニ御座。痴啞

一 郡中ノ付世話所趣法之善惡御観見御、貢三人御道可被ノ事。尤右入用之義ハ此司ニ而諸事口社業事。

一 紅花引当金之義ハ、田二拾面ニ力金悉半免之利足ニ而、此並江金子持參仕、金子入用之商人中江ハ貰付可申候事。

一 紅花売捌方之義ハ、苟主賣人直相刃ニ而売捌候様世話可仕業。尤送苟之分ハ直相刃も不相成、疑惑相立候ニカ、御郡中より御召令之衆中、並其苟主農商より在京致居被申候御行立合を以、
貰売捌可申候。世話所一己之取斗仕向數候事。

右之通少も相違無御座候。且紅花代金面面ニ也三面宛之口銭金受取之、前書御實加金を始、御郡中備米代金並外諸雜用取賄可申候。余之若頭試一ヶ年相勤、売捌方余理愚敷布之窮節ハ、御取放被願候様可仕候。売捌弁理愚敷、御郡中利益之筋ニも相見得候ハ、未々被仰付候様仕度候。以

慶政十年十一月

御勘定添奉行支配

大黒屋平兵衛

差添人

田 順 実

この議定書の文面から察すれば、その時の状況なりの内容も変化していくことが判る。つまりの項目だ。

（一）上回りに於ける毎々面面宛裏加金を差出すこと。

（二）郡中に於ける年々貯蓄面面宛拂米金として遡出すること。

（三）支拂

（四）三拾面歩の利潤金を主に商人に配分すること。

（五）勘定所より賣人拂取を以てした年譜である。

（六）の口銘として面面に於ける三回たか田版である。

以上上の條件を詰みて考へ併限ひ設置する。」。

（七）

尚ほこの議定書の文面から察すれば、其の顛末には、在京の商人におして、拂京歸向中の旅費は總て世話附にあつし拂拂いとしたが、この方法は百姓の心に利益を與えなさるのむ、といふこと制度を止めた、郡内の拂米代金として、新穀貯蓄面面宛拂田版が作成されたりと書つてあるが、このようすからも明和末年から世話附が出来、更に改めて作成したのが、既に續けて来たものであつて、これに察知される。

世話所の設置につづいて、田舎者におけるも前述の如きと同様に実して充分に警戒せし、率直にして理を知つた懲り事も当面はござつてゐる。即ち、監察人としても、企圖講願者側によつて、余程血縁をもつたじけでなく、百姓者にては無料宿泊とか或は監察人の上京を廻査するとかの恩典をうけ、せだ後即ち対しては多額の附加金を納入してその貢献のものとその方法を探つたのがあるが、年代を経るにつれて、かねて百姓者が匹配したよう、漸次資本主義的な傾向を露にし易くなるのみでなく、個人的な運営を商行風たゞくは廻らす、時代のもたらす経済の変化に伴う成行きだもあり。殊に田舎者の物の購え方を微密に定じ、世話所の実体としてのなまらぬ事が、モノノハシノハシノハシの如き、その反対にも強くなつて来て、この組織に対しても猛烈な反対運動が展開されたのである。寛政慶から更に始々掛か經過した文化五年になると、余木壽之江口代官所尾花沢陳慶之守崎陳慶之守、三崎平右衛門所柴崎陳慶之守河江陳慶之守、上杉彈正大弼預所漆山陳慶之守の如きが、江戸神田の新とところの橋を許先に越出、世話所の改革を主張する。即ち、江戸の内衆の内、近所別而私欲ケ向敷取斗ニ而手書相圖、勿論口銭と申候而ハ引取不申候御共、志駄ニ付内衆向程

上源と書く事題内

由羽田村山田郡内上郷を生出シ候產物紅花・仲賣之毒共千四、京都江戸間販売捌二社、先年着京都表二紅花苗量拾四軒有之、右向屋共世話を以売捌、口銭として金四百ニセ三百シメ請取、向屋株式相続仕表廻廻、其後右向屋共私欲ニ拘り、勝手に取斗有之候ニ付、商人共ら奉願上、御吟味之上由訣難姐之、株式御取放ニ相成、其後向屋と申名回も無御座、旅籠屋同前之所江附入、苟也と號、右荷造之取斗を以紅屋共江堺拵得共、売主賣人一向前立モ不取致、諸々存路を以売捌未、近所別而私欲ケ向敷取斗ニ而手書相圖、勿論口銭と申候而ハ引取不申候御共、志駄ニ付内衆向程

宛之助或有之哉、苟主手詔二而者一向不相分、且直取引上ヶ候者其刻売扱候而も、以前下直致候節之賣仕切ニ仕立、又者直取引下ヶ候得者、前方賣扱候苟物も其節之相場ニ繰替候軀之様子、甚疑敷儀共御座候間、右不正之取斗有之候儀乞見込候商人共取組候而、江戸大伝馬町ニ罷在候大黒屋九左工門之申者、京都江紅花世話所壱ヶ所相建、賣主實人直相交ニ薦致、賣買相白ニ一致候様世話仕候ハメ、直取も格別ニ相進ミ、百姓筋二可相成哉之仕法目論之上、旧年奉願候ニ付、百姓益不益之有無度々御糺も御座候得、世話所壱ヶ所ニ相成、不益之糺も出来可仕哉難斗ニ旨見越候郡中也有之、村山郡区々ニ而、是迄願成就も不仕候処、既々京都表之取斗方年増自分勝手而已ニ而、苟主共多分攢金仕、自ラ相進ミ不申、自然ニ直取ニ拘り、連年百姓困窮之基ニ罷成候ニ付、此慶村山郡御料所一同熟談之上、右世話所取斗候引請人江戸神田久右工内町壱丁四代世忠之店新之外壱人江取組、尤世話所仕法之儀、村山郡より作出し候紅花疊凶之差別ハ御座候ヘ共、壱ヶ年凡七百五拾默ニ見込、壱默ニ付平均四拾兩替ニ積立、金壽三万兩ニ及ひ候ニ付、金百兩ニ付口銖三兩宛別取締得者、壱ヶ年金九百兩有之、右之内より御公儀様江鶴御冥加金年々金百兩宛上納仕、外一金貳百兩者凶年飢渴之節、村山郡御料所百姓商手当米穀費入、年々其最高々江田置鋪ニ仕、疾金八百兩者売捌之儀ニ付、世話人共利慾勝手之取斗無之たの、村山郡より身无達成者共相撲、三四人宛々京都江鶴差登、世話所ニ相詰居候擴ニ付、道中往返諸雜用達留之内、賄代銘々給金等相渡、其外世話所造立諸入用並荷物藏敷費等相拵、全相残り候金子者、世話所引請人共江相済候様仕候ハメ、私慾勝手之取斗も出来不申、自金主之儀者、紅花鶴善登癡以前、村山郡江金子致持參、紅花荷數ニ忘シ、壱割之利息ヲ以貨渡候得者、仲賣商人共手支も無之、百姓売ニモ白ニ手本ニ罷成、右代金上納方も涉取、旁病益ニ筋と奉存候間、向來右之逸々正忠御賄察被成下、仕法之通爲試三ヶ年世話所取報ニ被爲仰付被下置候様奉願上候。由示右世話所様式之儀者、引請人而人江爲

越任廻儀ニハ無鶴塗、都中と相持ニ仕、古之子孫ニ而田姓不善に筋も有れ候ハレ、不隨向時類乞

上仕法繕仕業當由命氣可、試とこじて生シリト母庄詔被鶴役立被下置慶奉額上又

。御前題額上。

又上の頸書にてれば、村日鶴料地から出る日也凡てビ田五拾駄馬あるより、駄馬半四面及四拾面
と見續れ年額三十四日と云。世詔口銘は百面につて三面の割とすれば、九百面と云ひ、その中
加金四面、備米代貞百面が應立こそも、世詔所建面百面として大金を残ることにして、口銘と云
事つものゝ、されだけ百姓手の小隊などに於ては、一ヶ月面の中から選りに次分せば支拂つ
ハシタリ。かくのたてに於ては、御前題額上。

一、御禁印入三四の、土號道中往來の諸雜用、道畠中の賄代、名々の給金

二、詔所造立諸入用

三、物の藏敷料

当金主は紅花荷農業せる以前、丹石吟嘆持つて村山郡へ來り、紅花荷の数量にて、割割の金利を
せりて前渡にてり。ついわゆる「丹石吟嘆」、丹石吟嘆持つて中農商人洪モ申支が生じて來く、改めて今後三ヶ年たけ申詔所建設局が被付置應奉額上。したじ、(1)の如法が
代金の上納に難障つて済へぬに、大変都合がよめしこ。

又上の條件を採用するにあらず、改めて今後三ヶ年たけ申詔所建設局が被付置應奉額上。したじ、(1)の如法が
も百姓の本業を兼ねずて専ら此の驅使に於ては、丹石吟嘆に渡するの仕事に波瀾する。したじ、(1)の如法が
のべてこのじゆる。

(1)の諸証の結果、住詔所建設局が被付置應奉額上。したじ、(1)の如法が
るが、本來未體に「既」として申詔所建設局が被付置應奉額上。したじ、(1)の如法が
繫められ、直前奉行前の事に於ける附加金が減じてゐるのもなかつたが、直前奉行前に於ける
もての御の不利になつてゐる。したじ、(1)の頸書が御内閣から出され、暫らへて申詔所建設局が被付置
置應奉額上。したじ、(1)の如法が

れたものじゆれい。

第八章 結び——経済の動向に就し兼ねて

以上略舉したる如き、事実又前に既に私の私的な組織として販賣した紅茶の制度が、事実の未だ確立せぬまゝ輸行販から公認されたのであるが、それが半ば自體にての勢力が極大し、地方生産者と京都市紅茶との間に對して、その取引に不明瞭な点が生じ、不利益を占むするよりになつたので、貿易以来相次いで訴訟事件が発生し、明和に至りて遂に同種の事件として現れに至つた。

その間、同種制度そのものが変遷興廢があつたこと、紅花売賣場所の幾度かに亘る、紅茶苟面の改